タイトル	土壌試料採取時に鉱滓が混入し、ふっ素が基準不適合!					
工種	☑ 調 査 □ 対 策	フェーズ	□計画	☑ 作業中		
対象汚染物質	第二種特定有害物質					
土地履歴	□ 宝地 □ 工場跡地 □ 特定	在害物質使用工場	□ その他			
説明図	「どの深度からが表層及び 5~50cm 土壌試料???」					
	OVER OVER	コンクリート・アス 辞石(鉱滓含む)				
作業内容	土壌汚染状況調査(第二種)における試料採取					
使用機器	ボーリングマシン、ダブルスコップ、バール、コアカッターなど					

不具合事項

- ・表層及び 5~50cm 土壌試料の採取(埋土)を分析したところ、ふっ素溶出量が基準不適合であった。
- ・調査対象地は古くからの工業団地であり、工場造成時に砕石として鉱滓を利用したとの情報があった。
- ・被覆物と砕石部分は除いて土壌試料を採取したが、砕石下の埋土(上部)にも鉱滓の細粒分が混入した可能性がある。

予防措置(計画者·監督者·作業員)

- ・ヒアリング等により、調査対象地の土地履歴および既往調査結果等を出来る限り把握しておく。(計画者・監督者)
- ・鉱滓の存在が予想される場合には、試料採取時に"表層及び5~50cm 土壌試料の採取深度について、十分に注意して 砕石層との境界を判断する必要がある。(計画者・監督者)
- ・鉱滓の特徴を周知し、可能であれば鉱滓の標本を予め見せておく。(計画者・監督者)
- ・表層及び 5~50cm 土壌試料の採取時に、砕石層から土壌試料に混入しない様、慎重に試料採取を行う。(作業員)

応急措置

その他、留意事項

- ・表層及び 5~50cm 土壌試料の採取時、試料採取深度・試料性状(鉱滓の混入状況)など記録しておくこと。
- ・砕石として利用された鉱滓ついては、発注者や行政と相談して適正に処理・処分すること。
- ・鉱滓が混入していなくても、鉱滓からの溶出の影響を受けている可能性がある。
- ・鉱滓が非常に微細で土壌と分別できない部分は、発注者や行政と相談して、土壌汚染として措置を講ずること。

関連法規等、出典	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版 p. 166 及び Appendix8_1			
キーワード	土壤汚染状況調査(第二種)、土壌試料採取、鉱滓			
発生頻度	□多 □中 ☑少	重大性	□ 致命的 □ 重 大 □ 軽 微	